

三重県備蓄・調達基本方針

令和3年5月

三 重 県

目次

I 総則	1
1 策定の目的	1
2 用語の定義	1
3 本方針における想定災害	2
4 対象者	2
II 自助・共助・公助の基本的な考え方と役割分担	3
1 自助・共助による備蓄にかかる基本的な考え方	3
2 公助による備蓄・調達にかかる基本的な考え方	4
3 自助・共助・公助の役割分担	5
III 公助による備蓄・調達目標	6
1 重要品目	6
2 感染防止対策物資	9
IV 備蓄・調達体制の充実に向けた取組	10
1 家庭等における備蓄の促進	10
2 公的備蓄・調達の推進	10
3 情報の共有	10
4 備蓄物資の更新	10
5 物資の受入及び供給体制の構築	10
6 基本方針の見直し	10

I 総則

1 策定の目的

災害時の備蓄は、国の防災基本計画などで示されている「自らの身の安全は自らが守る」という自助の理念に基づき、県民自らが災害に備え食料や飲料水、生活必需品等を予め確保しておくことを基本とする。そのうえで、公助による備蓄及び調達、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する役割を担うものである。

しかしながら、南海トラフ地震等による大規模災害発生時には、発災後数日間は物流機能の停止等に伴い、被災地域内での自立的な物資の供給体制を築くことが必要になると想定され、県民や事業所等、市町及び県の各主体が連携・協力して物資の確保にあたる必要がある。

このため、平成 27 年度に策定した「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」を踏まえつつ、公助による備蓄・調達の必要量と役割を明確にして、県と市町が発災初期において生命維持や生活に必要な物資の備蓄・調達体制の充実に取り組んでいくことを目的とする。

2 用語の定義

本方針において用いる主な用語の定義については、以下のとおりとする。

用語	定義
緊急物資	災害発生時に、日常生活に支障を来した被災者に地方公共団体が供給する備蓄物資または調達物資をいう。
備蓄物資	災害に備え、住民、事業所、地方公共団体等が自ら主体となり備蓄する食料や飲料水、毛布等の生活必需品のことをいう。
調達物資	災害に備え、事業所、地方公共団体等が民間事業者等とあらかじめ協定等を結び調達する食料や飲料水、毛布等の生活必需品のことをいう。また、地方公共団体が他の地方公共団体とあらかじめ協定等を結び調達する物資等も含まれる。 協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じる。
公的備蓄	地方公共団体が、災害時に備えて自ら主体となり行う物資等の備蓄（流通備蓄も含む）をいう。
流通備蓄	地方公共団体が、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資を必要量調達することをいう。

参考：総務省消防庁「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」（平成 18 年 3 月）を基に作成

3 本方針における想定災害

今後 30 年以内の発生確率が 70%から 80%程度といわれており、三重県内に甚大な被害をもたらす恐れのある「南海トラフ地震」を想定する。また、過去最大クラスの南海トラフ地震は、ハード・ソフト両面から行政が直ちに取組みなければならない地震・津波対策の基本となることを踏まえ、備蓄・調達目標の設定として、過去最大クラスを想定する。

過去最大クラスを想定することで、風水害等を含む被害規模が南海トラフ地震を下回る災害にも対応が可能となる。

- ・過去最大クラスの地震は、ハード・ソフト両面から行政が直ちに取組みなければならない地震・津波対策の基本となるものである。
- ・なお、理論上最大クラスの地震への対策は、過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震への対策に万全を期していく延長線上にあるものである。

(三重県新地震・津波対策行動計画から抜粋)

4 対象者

南海トラフ地震等による大規模災害時には、避難所避難者はもとより、避難所外避難者への対応も考えなければならない。

国が定める「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(以下「具体計画」という。)では、国からのプッシュ型支援の必要量について、避難所外避難者を考慮して算出している。

県としては、平成 25 年度三重県地震被害想定結果における避難所避難者数 267,000 人を基本としたうえで、車中避難や軒先避難等の避難所外避難者を考慮して必要量を算出するものとする。

Ⅱ 自助・共助・公助の基本的な考え方と役割分担

1 自助・共助による備蓄にかかる基本的な考え方

発災初期の物資不足による混乱を最小限にとどめるためには、住民や事業者、自主防災組織等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資等を備蓄しておくことが最も重要である。

(1) 家庭における備蓄

大規模災害の発災初期には、物流機能が停止し必要な物資を購入できない可能性が高く、また、市町や県からの緊急物資もすぐには届かないことが想定されるため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵、ローリングストック法の活用も含め、食料や飲料水など避難生活に必要な物資について少なくとも3日以上上の備蓄に努める。

家庭の状況に応じて特別に必要な物資については、それぞれで確保に努める。例えば、高齢者や乳幼児、障がい者等の要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、乳児用粉ミルク、哺乳瓶等が想定される。また、食物アレルギーを持つ家族がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料等を備蓄しておく必要がある。

[ローリングストック法]

日常的に消費する食品を多めに購入し、食べた分をこまめに補充することで、有事の際には非常食として活用する方法。メリットとして、備蓄食料の賞味期限切れを防ぐことができ、日頃から食べ慣れたものを非常食とすることができる。

(2) 事業者等における備蓄

勤務時間中に大規模災害が発生した直後における一斉帰宅の抑制を図るためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置くことも必要である。このため、事業者は従業員等の食料や飲料水等の備蓄に努める。なお、集客機能を有する事業者においては、来場者の一時的な滞留を想定した食料や飲料水等の備蓄を検討する必要がある。

(3) 自主防災組織等による備蓄

避難所等の避難先に地域住民用の備蓄をまとめて保管し、共助の観点から自助による備蓄を補完するよう努める。家庭における備蓄物資の保管場所については、各家庭での確保が基本ではあるが、被災状況により備蓄物資の持ち出しが困難な場合を想定して、耐震性が確保された建物や津波等の浸水の影響がない場所を考慮したうえ、共同保管場所の確保等を検討することが望ましい。

2 公助による備蓄・調達にかかる基本的な考え方

県及び市町は、自助・共助による備蓄にもかかわらず、災害の規模により食料や飲料水、生活必需品の不足が生じた場合、被災者に必要な物資を供給する。被害状況や避難者数に応じて、発災後早期に緊急物資の供給が行えるよう、被害想定や協定締結先の供給可能物資など様々な情報を考慮したうえで、平時から備蓄・調達体制を整備しておく必要がある。

(1) 市町の役割

市町は、基礎自治体として、自助・共助により賄われる備蓄物資を補完するため、現物備蓄や調達により被災者へ食料や飲料水、生活必需品を供給する役割を担うものとする。

流通備蓄で対応する場合は、可能な限り地域内の店舗や生産工場など、物資の運搬が容易な地域内の民間事業者から優先して物資の調達を行う。地域外の民間事業者等からの調達については、県と連携し調整する。また、平時から調達物資を確保できる体制整備を行う。

(2) 県の役割

県は、広域地方公共団体として、市町と協力しながら食料や飲料水、生活必需品の供給を行うものとする。備蓄の方法としては流通備蓄を基本とするが、品目によっては流通量等を勘案し、現物備蓄で対応する。なお、県の流通備蓄は輸送手段や輸送ルート確保等に時間を要するため、被災者のもとに届くのは発災後3日目になると想定する。

また、想定する南海トラフ地震のように広域的かつ大規模な災害の場合、道路寸断や通信障害、協定事業者の物流拠点の被災等により調達物資を必要量確保できない恐れがあること、また、家屋倒壊・流出により家庭における備蓄物資が使えなくなる場合等が想定されることを踏まえ、県は、被災者の生活への影響を最小限に抑えるために「セーフティネット」としての役割を担うこととし、発災初期における必要物資について一定量を現物で備蓄する。

[セーフティネット]

大規模災害発生時の不測の事態により緊急物資を供給又は確保できなくなった場合に備え、被災者の生活への影響を最小限に抑えるための役割。

不測の事態としては、孤立地域の発生や物流機能の停止等を想定。

(3) 国の役割

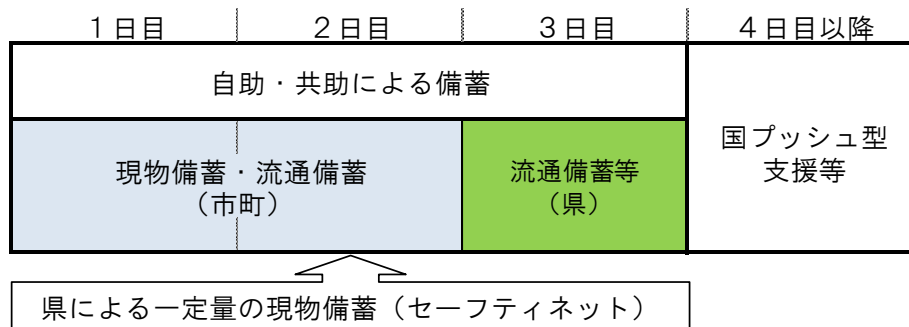
国は、多数の避難者が見込まれ、住民、事業所、地方自治体等の備蓄では食料等が不足すると見込まれる場合、被災県からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資等を緊急輸送する。なお、このプッシュ型支援では、発災後4日目から7日目までに必要となる量が発災後3日目から対象府県の広域物資輸送拠点に届くよう調整される。

3 自助・共助・公助の役割分担

県全体（自助・共助・公助）の必要量のうち、自助・共助による備蓄を除いた分を公的備蓄により供給することとし、発災後1～2日目を市町、3日目を県が担うことを基本的な役割分担とする。4日目以降は、国のプッシュ型支援等により対応する。

なお、自助・共助による備蓄の割合は、平成28年度三重県「防災に関する県民意識調査」結果等を踏まえ、30%と想定する。

○役割分担のイメージ



Ⅲ 公助による備蓄・調達目標

公助による備蓄を行う物資は、被災者が最低限の避難生活を維持するうえで必要であり、大量の需要が見込まれる物資や被災者の命と生活環境に不可欠な必需品である重要品目及び感染防止対策物資とし、具体的な品目について以下に示す。

ただし、各市町が備蓄・調達目標を設定するにあたり、本方針で示す目標が地域の実態にそぐわない場合は、状況に応じて各自で設定することも可能である。

1 重要品目

具体計画に定めるプッシュ型支援の8品目（食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品）に、飲料水、哺乳瓶を加えた計10品目を、公助による備蓄・調達を考えるうえでの重要品目と位置付け、必要量の算出方法は以下のとおりとする。

県がセーフティネットとして備蓄する物資についても重要品目を対象とする。

(1) 食料

- ・発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、簡易に調理可能な食料の備蓄・調達を図る。
- ・1人あたり1日3食を基本とする。
- ・品目の選定に際しては、食物アレルギー患者や要配慮者への対応等も配慮のうえ、なるべく汎用性の高いものを選定する。

(2) 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク

- ・乳児の生命維持のために最低限必要な物資として、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルクの備蓄・調達を図る。ただし、母乳栄養のみの乳児分を除く。
- ・0歳児を対象とし、乳児用粉ミルクは1人1日あたり140gを、乳児用液体ミルクは1ℓを基本とする。(具体計画)
- ・一定数は食物アレルギー患者への対応も配慮のうえ、備蓄・調達を行う。

(3) 哺乳瓶

- ・乳児の生活に欠かせない物資として、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルクとあわせて哺乳瓶の備蓄・調達を図る。ただし、母乳栄養のみの乳児分を除く。
- ・衛生面を考慮し、使い捨て哺乳瓶を備蓄・調達することが望ましい。
- ・0歳児を対象とし、1人1日あたり5本（使い捨て哺乳瓶）を基本とする。
(乳児用粉ミルク1日140g/1回28g＝1日5回)
(乳児用液体ミルク1日1ℓ/1回200ml＝1日5回)

(4) 毛布等

- ・発災初期に体を保温できる物資として毛布やアルミシート等の備蓄・調達を図る。
- ・具体計画で示されているように1人あたり2枚が理想であるが、保管スペースや費用を考慮し、1人あたり1枚を基本とする。

(5) 乳児・小児用おむつ

- ・乳児・小児の生活に欠かせない物資として乳児・小児用おむつの備蓄・調達を図る。
- ・0～2歳児を対象とし、1人1日あたり8枚を基本とする。(具体計画)

(6) 大人用おむつ

- ・介護を要する高齢者等の要配慮者の生活に欠かせない物資として大人用おむつの備蓄・調達を図る。
- ・1人1日あたり8枚を基本とする。(具体計画)

(7) 生理用品

- ・女性の生活に欠かせない物資として生理用品の備蓄・調達を図る。
- ・1人1日あたり5枚を基本とする。(日衛連NEWS No78を参考)

(8) 携帯・簡易トイレ

- ・災害時には上水道や下水道施設の破損等により、トイレの使用が困難になることが見込まれるため、携帯・簡易トイレの備蓄・調達を図る。なお、マンホールトイレの整備等のハード対策も考慮したうえで、備蓄・調達を行う。
- ・1人1日あたり5回を基本とする。(具体計画)
- ・マンホールトイレ等の整備にあたっては、1人1日当たりのし尿の発生量の目安を1.5ℓとする。(300ml×5回)(H28.4内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」)

(9) トイレトペーパー

- ・トイレの使用に付随して必要となるトイレトペーパーの備蓄・調達を図る。
- ・1人1日あたり0.18巻を基本とする。(具体計画) (「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算)

(10) 飲料水

- ・飲料水については、「被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する」としている。(具体計画)

- ・このことから、基本的には応急給水により対応することとする。ただし、配水池等の緊急遮断弁等の設置による災害時用確保可能水量の状況や、給水車、給水袋等による被災者への供給方法等を十分考慮したうえで、必要に応じて別途備蓄・調達を図る。
- ・1人1日あたり3ℓを基本とする。(具体計画)
- ・長期間保存する水の水質によっては、乳児に適しない場合があるため、乳児用粉ミルク用の水への対応を図る。

○発災後3日間における県全体（自助・共助・公助）の必要量の算出式

品目	算出式
食料	避難所避難者数×1.2 ^{*1} ×3食/人/日×3日間
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児用粉ミルク 避難所避難者数×1.2^{*1}×0歳人口比率^{*2}×混合栄養及び人工栄養比率^{*3}×140g/人/日×3日間 ・乳児用液体ミルク 避難所避難者数×1.2^{*1}×0歳人口比率^{*2}×混合栄養及び人工栄養比率^{*3}×1ℓ/人/日×3日間
哺乳瓶	避難所避難者数×1.2 ^{*1} ×0歳人口比率 ^{*2} ×混合栄養及び人工栄養比率 ^{*3} ×5本/人/日×3日間
毛布等	避難所避難者数×1.2 ^{*1} ×1枚
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×1.2 ^{*1} ×0～2歳人口比率 ^{*4} ×8枚/人/日×3日間
大人用おむつ	避難所避難者数×1.2 ^{*1} ×必要者割合 ^{*5} ×8枚/人/日×3日間
生理用品	避難所避難者数×1.2 ^{*1} ×12～51歳女性人口比率 ^{*6} ×月経周期 ^{*6} ×5枚/人/日×3日間
携帯・簡易トイレ	避難所避難者数×1.2 ^{*1} ×上水道支障率 ^{*7} ×5回/人/日×3日間
トイレットペーパー	避難所避難者数×1.2 ^{*1} ×0.18巻/人/日 ^{*8} ×3日間
飲料水	断水人口 ^{*9} ×3ℓ/人/日×3日間

*1 令和元年度までの具体計画において使用されていた、避難所避難者以外の食料需要を想定した係数。これを食料以外にも適用し、車中避難や軒先避難等の避難所外避難者を想定する。

*2 0歳人口比率…三重県0.7%（平成27年国勢調査）

*3 混合栄養及び人工栄養比率…45.3%（厚生労働省平成27年度乳幼児栄養調査）

*4 0～2歳人口比率…三重県2.3%（平成27年国勢調査）

*5 必要者割合の係数…0.005（具体計画）※避難所避難者における要介護高齢者を想定

*6 12～51歳女性を対象とし、月経周期は5/32日とする。（日本産婦人科学会編著「女と男のデクショナリー」）

12～51歳女性人口比率…三重県22.1%（平成27年国勢調査）

- * 7 上水道支障率…三重県 95% (平成 25 年度三重県地震被害想定結果)
- * 8 トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数…経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算
- * 9 断水人口…三重県全人口の 95% (平成 25 年度三重県地震被害想定結果)

○発災後 3 日間における県全体 (自助・共助・公助) の必要量

品目	単位	県全体 (自助・共助・公助) の必要量 (A)	自助・共助による備蓄量 (全体の 30% と想定) (B)	県全体の公的備蓄・調達目標 (C) (= A - B)
食料	食	2,883,600	865,080	2,018,520
乳児用粉ミルク	kg	427	128	299
乳児用液体ミルク	ℓ	3,050	915	2,135
哺乳瓶	本	15,240	4,572	10,668
毛布等	枚	320,400	96,120	224,280* ¹
乳児・小児用おむつ	枚	176,861	53,058	123,803
大人用おむつ	枚	38,448	11,534	26,914
生理用品	枚	165,692	49,707	115,985
携帯・簡易トイレ	回	4,565,700	1,369,710	3,195,990
トイレットペーパー	巻	173,016	51,904	121,112
飲料水	kl	15,966	4,790	11,176* ²

* 1 毛布については 1 日目から全量が必要であるため、基本的には市町で対応し、県の流通備蓄により補完することとする。

* 2 飲料水については応急給水による対応を基本とする。

2 感染防止対策物資

- ・避難所における衛生環境対策として、感染防止対策物資の備蓄・調達を図る。
- ・具体的な品目及び数量については、国の通知等を参考とするとともに感染状況及び避難所となる施設の実情に応じて検討する。

【参考：避難所における衛生環境対策として必要と考えられるもの】

マスク、アルコール手指消毒液、体温計、非接触型体温計、除菌用アルコールティッシュ、タオル、ペーパータオル、新聞紙 (吐物処理用)、ハンドソープ、清掃用の家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、フェイスシールド、カップ、使い捨て手袋、ラップ、ポリ袋、レジ袋、ジップロック袋、ゴミ袋、バケツ、スプレー容器、蓋つきゴミ箱 (足踏み式)、簡易トイレ (凝固剤式)、段ボールベッド (簡易ベッド)、パーティション

(令和 2 年 7 月 6 日付内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁連名通知より)

IV 備蓄・調達体制の充実に向けた取組

1 家庭等における備蓄の促進

県や市町は、特に発災初期において生命維持や生活に必要な物資や家庭の状況に応じて特別に必要となる物資、事業所等における従業員等を対象とした物資の備蓄について、多様な情報手段を活用した啓発を行うなど、住民及び事業者等による備蓄意識向上のための取組をさらに促進する。

2 公的備蓄・調達の推進

県と市町は、被災地域外の民間事業者等との協定を締結するなど、物資調達ルートが多様化を図るよう努める。特に食料及び携帯・簡易トイレについては、発災初期に不足することが想定されるため、現物による備蓄及び調達先の確保の推進に努める。

また、既に協定を締結している民間事業者等に対して、定期的に調達可能な物資の品目や数量の確認、連絡先の交換を行うなど、南海トラフ地震発生時を想定したうえで発災後3日以内に調達できるよう、協定の実効性の確保に努める。

3 情報の共有

公的備蓄・調達目標に対する充足状況を定期的に把握したうえで、今後備蓄すべき品目と量について県と市町で共有する。また、大規模災害が発生した場合に、県内市町の物資の相互応援や県からの物資供給を円滑に行うため、平時から備蓄の状況や物資拠点の状況、流通備蓄の協定締結状況などの情報共有を図る。

4 備蓄物資の更新

食料や飲料水等使用期限のあるものは、計画的な管理を行い、円滑な更新が実施できるよう考慮する。また、使用期限が近くなったものについては、資源の無駄を極力なくすため、防災訓練、啓発事業等で利用するほか、フードバンク等の活用を検討するなど、廃棄せずに有効活用される手段を工夫する。

5 物資の受入及び供給体制の強化

県と市町は、国が実施するプッシュ型支援による物資や民間事業者等から調達した物資を迅速かつ円滑に避難所へ届けるため、物流事業者等と協力して災害時の物流にかかる体制の実効性の確保に努める。

また、物資の受入及び供給にあたっては、国が開発した「物資調達・輸送調整等支援システム」を的確に運用できるよう、システムに習熟するための研修を実施する。

6 基本方針の見直し

本方針は、災害事例に基づく新たな課題の認識、国による支援の考え方や県・市町の備蓄状況の変化等があった場合、適宜見直していくこととする。